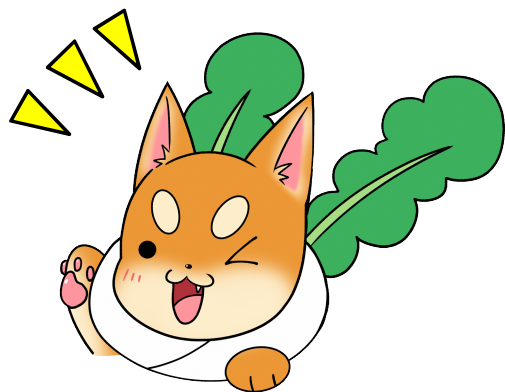


手話電話の使い方



守口市役所 障がい福祉課
(令和5年1月)

事前登録について①

- ▶ 「利用規約」をよくお読みいただいた上で、障がい福祉課に「利用申請書兼同意書」を提出し、利用申請をしてください。
- ▶ 申請書の様式は障がい福祉課の窓口にお越しいただくか、メールやFAXでお問い合わせいただければ郵送いたします。
- ▶ 市ホームページでもダウンロードできます。

事前登録について②



見本



障がい福祉課が決定通知書をお渡しします。
決定通知書に記載している二次元コードを、
お使いのスマートフォン・タブレット等で
読み取ってください。

※二次元コードは一人ひとり
お渡しするので、他の人と
共有しないでください。



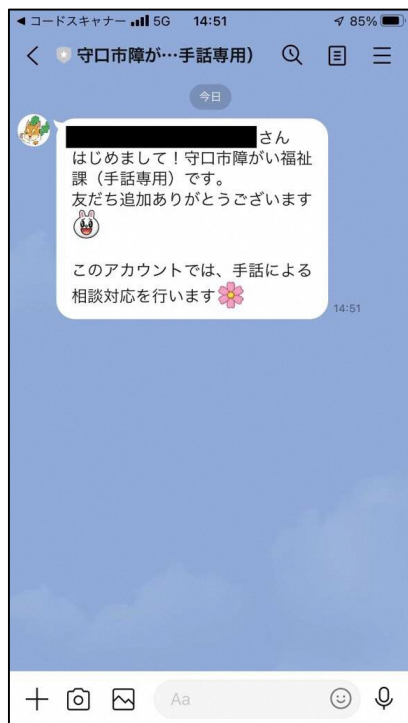
事前登録について③



守口市障がい福祉課（手話専用）のアカウントを、LINEで友だちに追加してください。



事前登録について④



トーク画面を開き、
守口市障がい福祉課からメッセージが
届いていたら、登録完了です。



手話電話でできること・できないこと

○できること	×できないこと
手帳・手当・重度障がい者医療・障がい福祉サービスに関する質問・相談	市役所以外の業務に関する質問・相談 (年金事務所など)
市役所の業務に関する質問・相談 (住民票・税金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険など)	メッセージだけ、写真だけ送信すること ⇒今までどおり、メールやFAXを使ってください
市役所以外の窓口の電話予約 (年金事務所などの予約)	他の人とお話しするときの通訳として手話電話を使うこと
ライフライン(電気・ガス・水道)のトラブルに関する業者の派遣依頼	
手話通訳の派遣依頼	

手話電話をするとき① (登録後はここからスタート)



守口市障がい福祉課に、
「手話電話をしたい」と
メッセージを送ってください。

※別の人の対応中の場合
すぐにお返事できないこと
があります。
返事がくるまでお待ちください。

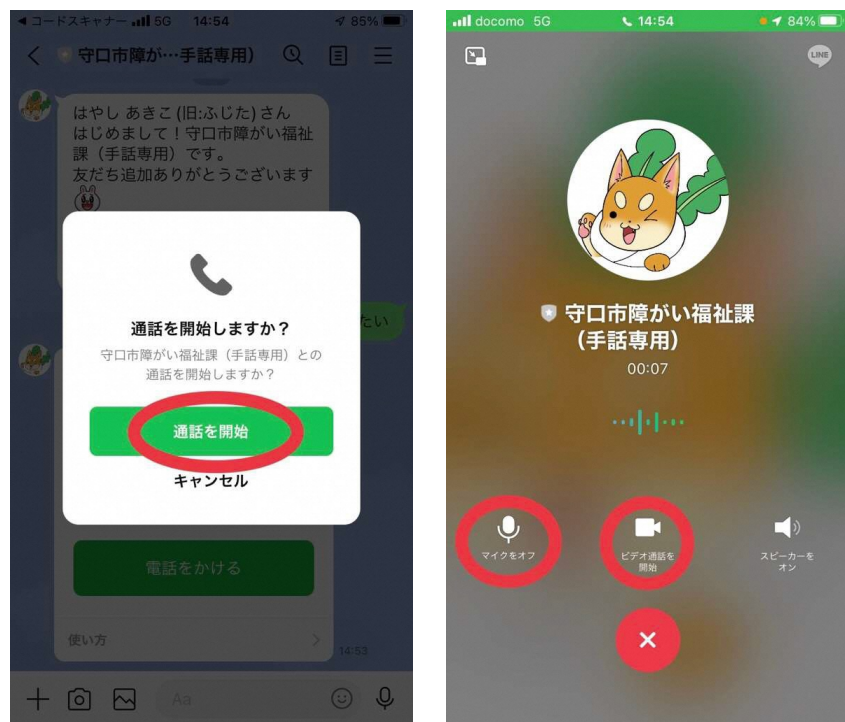
手話電話をするとき②



守口市障がい福祉課から
「通話リクエスト」が届いたら
「電話をかける」を選択してください。

※「通話リクエスト」は届いてから
30分間だけ利用できます。
もし時間が過ぎた場合は、もう一度
メッセージを送ってください。

手話電話をするとき③

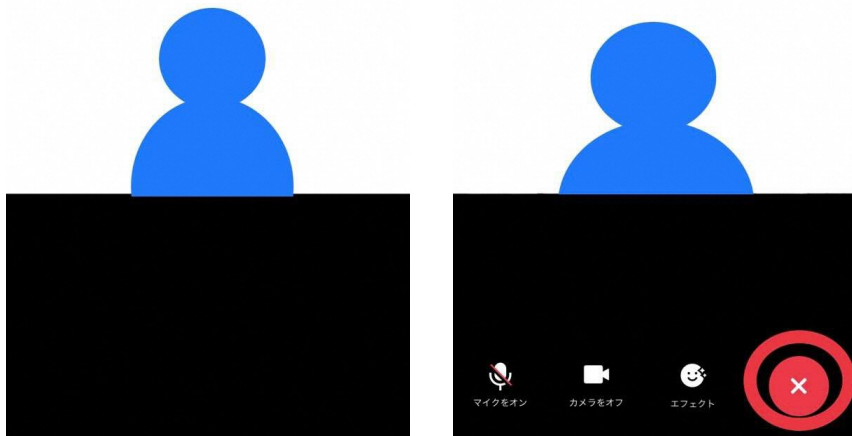
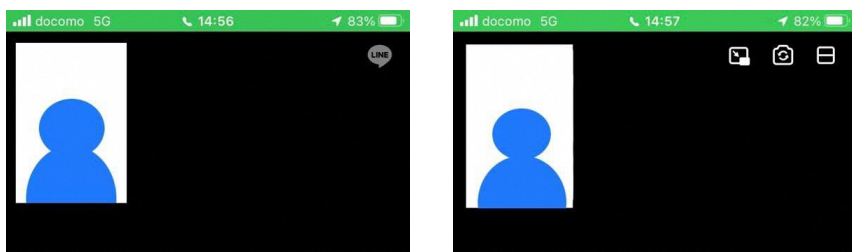


「通話を開始」したら、「マイクをオフ」にして「ビデオ通話を開始」にしてください。



←左のように、マイクに赤い斜線が入っていれば、オフになっています。

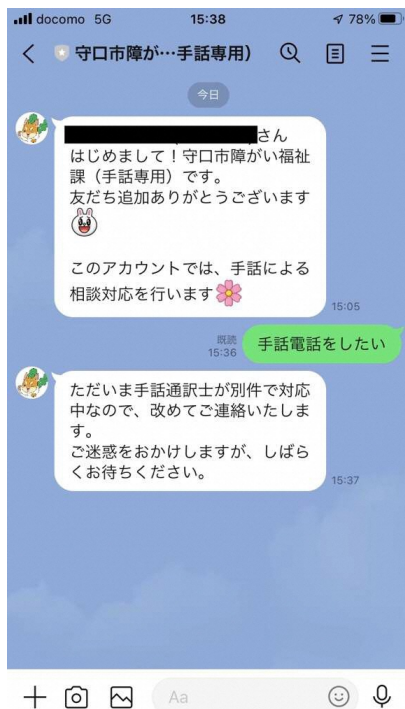
手話電話をするとき④



市職員が画面に映ったら、お話ししてください。

画面をタップし、右下の赤い「×」を押すと電話を終了します。

手話通訳士が不在・対応中のとき



手話通訳士がいないときは、別の職員からメッセージを送ります。

手話電話の対応はできませんので改めて障がい福祉課から連絡するまでお待ちください。



ご注意いただきたいこと

- ▶ 利用できる時間は、平日の9時～17時半までです。
- ▶ 手話電話は事前登録制です。他の人に手話電話の利用を勧めるときは、直接 障がい福祉課まで連絡するように伝えてください。
- ▶ 利用料は無料ですが、スマートフォン・タブレット等の通信料は自己負担です。
- ▶ 他の人が利用しているときは、利用できません。
- ▶ 長時間や、一日に何度も電話するのはご遠慮ください。

